

# 和歌山県私立専修学校授業料等減免事業費補助金について

## 趣旨

社会で自立し、活躍することができる人材を育成する専修学校（専門課程）に修学することができるよう、その修学に係る経済的負担の軽減を図ることにより、急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対して支援を行う。

## 支給対象

和歌山県内の「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による修学支援の対象となった私立専修学校専門課程に在学する学生（但し、年収380万円程度以上の世帯の学生は対象外）

## 支給対象

【資産】学生等及びその生計維持者の保有する資産（※1）の合計額が、以下に該当すること

- ・生計維持者が2人の場合2,000万円未満
- ・生計維持者が1人の場合1,250万円未満

（※1）対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）

【所得】以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の「合計額A」が、51,300円未満であること

「合計額A」＝市町村民税の所得割の課税標準額×6パーセントー（調整控除の額＋税額調整額）（※2）

（※2）政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

## 支給額（上限）

上記により算出した「合計額A」が

- ①100円未満……………入学金：160,000円 授業料：590,000円
- ②100円以上～25,600円未満……………入学金：106,700円 授業料：393,400円
- ③25,600円以上～51,300円未満……………入学金：53,400円 授業料：196,700円

## その他

この他にも、①学業成績・学習意欲に関する要件、②国籍・在留資格に関する要件、③大学等に進学するまでの期間に関する要件（高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者）等の要件があります。

## 手続き

在学する私立専修学校に相談・申請してください。

※原則、日本学生支援機構奨学金給付型奨学金（予約採用）に申請する必要があります。

## 支給方法

学校が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、授業料減額補助金をどのように授業料に充当するか（一旦授業料を全額徴収し、後日、授業料減額補助金相当額を還付する場合や後期の授業料で調整する場合など）学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。